

## 第5号議案

懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係府省令の一部  
改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係府省令の一部改正に伴う関係  
条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月20日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

### (提案理由)

民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第65号）の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例を制定する必要があるので提案する。

懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係府省令の一部改正に伴う関係条例  
の整備に関する条例

(長岡京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条  
例の一部改正)

第1条 長岡京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例(平成26年長岡京市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第26条 削除	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

(長岡京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 長岡京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡京市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第13条 削除	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。